経常収支	14,584	14,684	8,464
（対前年同月比）	（72.3）	（50.1）	（—）
資本移転等収支	−164	−84	−138
直接投資	15,775	14,458	17,719
証券投資	−42,074	73,824	−36,572
金融派生商品	−1,248	−3,869	3,633
その他投資	31,393	−54,445	25,536
外貨準備	119	67	753
金融収支	3,966	30,034	11,069
誤差脱漏	−10,454	15,433	2,743

（備考）①　四捨五入のため、合計に合わないことがある。
②　金融収支の符号は、＋は純資産（資産－負債）の増加、－は同減少を示す。

公　告

諮　事　項

割賦販売法に基づく同法第35条の３の61の許可を受けた者の営業廃止に関する公示

次表に掲げる割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第35条の３の61の許可を受けた者から、法第35条の３の62において準用する法第26条第１項の規定による営業廃止の届出があったので、法第35条の３の62において準用する法第26条第２項において準用する法第24条の規定に基づき、次のとおり公示します。

平成27年12月15日　　経済産業大臣臨時代理
国務大臣　山本　早苗

名称	本店の所在地	許可番号	営業廃止年月日
有限会社くらしの友の会	福岡県北九州市八幡西区幸神四丁目２番12号	友第8052号	平成27年11月20日
株式会社県民百貨店友の会	熊本県熊本市中央区魚屋町二丁目５番地サンコミビル３階	友第8168号	平成27年11月20日

割賦販売法及び割賦販売法施行令に基づく債権の申出に関する公示

次表に掲げる割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第35条の３の61の許可を受けた者は、前払式特定取引の営業を廃止し、法第35条の３の62において準用する法第27条第１項第４号に該当することとなったので、割賦販売法施行令（昭和36年政令第341号）第10条第１項の規定に基づき、次のとおり公示します。

平成27年12月15日　　九州経済産業局長　岸本　吉生

次表に掲げる者が供託した営業保証金及び前受業務保証金について、法第35条の３の62において準用する法第21条第１項の権利を有する者は、平成28年２月15日までに許可割賦販売業者等の営業保証金等に関する規則（昭和36年法務省・通商産業省令第１号）第３条の規定に基づき、次の様式による申出書に還付を受ける権利を有することを証する書面を添えて下記あて提出してください。

なお、平成28年２月15日までに申出書の提出をしない者は、本公示に係る営業保証金及び前受業務保証金についての権利の実行の手続から除斥されます。

名称	本店の所在地	営業廃止年月日
有限会社くらしの友の会	福岡県北九州市八幡西区幸神四丁目２番12号	平成27年11月20日
株式会社県民百貨店友の会	熊本県熊本市中央区魚屋町二丁目５番地サンコミビル３階	平成27年11月20日

記

あて先　〒812—8546　福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十一番一号
九州経済産業局産業部消費経済課
電話　092—482—5460

様式

申　出　書

九州経済産業局長　殿

住　所
氏　名（名称及び代表者の氏名）　　印

割賦販売法施行令第10条第１項の規定により、下記のとおり債権の申出をします。

記

１　債務者の名称及び住所
２　債権額
３　債権発生の原因たる事実

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２７年（家）第３０２１１・３０２１５号
千葉市中央区千葉港１番１号
申立人　千葉市
東京都港区赤坂１丁目12番32号アーク森ビル31階
申立人　キャピタル・サーヴィシング債権回収株式会社
本籍千葉県千葉市中央区寒川町２丁目102番地、最後の住所千葉市若葉区若松町361番地222、死亡の場所千葉県千葉市稲毛区、死亡年月日平成26年２月13日、出生の場所千葉県千葉郡白井村、出生年月日昭和17年４月８日、職業不詳
被相続人　亡　長谷川壽子
事務所　千葉市中央区中央３丁目15番３号朝日プラザマンション４階　双葉法律事務所
相続財産管理人　弁護士　安川　秀穂
千葉家庭裁判所

平成２７年（家）第４８０６２号
横浜市青葉区荏子田２丁目１番地７タウンヒルズ№５　401
申立人　金子　敏行
本籍神奈川県藤沢市鵠沼松が岡４丁目19番、最後の住所横浜市緑区中山町1024番地１ポポロ中山、死亡の場所横浜市緑区、死亡年月日平成27年10月１日、出生の場所台湾台北大稲埕北門外街、出生年月日大正６年１月１日、職業無職
被相続人　亡　熊倉　芳江
事務所　横浜市戸塚区戸塚町121番地　大川原ビル４階
相続財産管理人　弁護士　小豆澤史絵
横浜家庭裁判所

平成２７年（家）第６０６６号
福井市大手３丁目10番１号
申立人　福井市
本籍福井市順化１丁目214番地、最後の住所福井市照手１丁目５番21号、死亡の場所福井市、死亡年月日平成26年12月９日、出生の場所死亡の場所と同じ、出生年月日昭和26年１月３日、職業不詳
被相続人　亡　松原　健一
事務所　福井市順化１丁目24—38　サウスコート福井４階Ｃ　桑野法律事務所
相続財産管理人　弁護士　桑野　陽壮
福井家庭裁判所